

2.2.2 特定廃棄物の飛散・流出防止

規則第24条第2項第2号

保管の場所から基準適合特定廃棄物が飛散し、及び流出しないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 屋外において容器を用いずに基準適合特定廃棄物を保管する場合にあっては、積み上げられた基準適合特定廃棄物の高さが、第十五条第二号ロに規定する高さを超えないようにすること。

ロ その他必要な措置

規則第15条第2号ロ

ロ 屋外において基準適合特定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた基準適合特定廃棄物の高さが、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める高さを超えないようにすること。

(1) 保管の場所の囲いに保管する基準適合特定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端)(以下「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

【対策の趣旨】

- ・ 保管場所から基準適合特定廃棄物が飛散、流出することによる生活環境の保全上の支障が生じることのないようにするため、基準適合特定廃棄物の飛散、流出等を防止する措置を講ずる必要がある。
- ・ 雨水又は地下水の浸入によって、基準適合特定廃棄物が飛散、流出するおそれがある場合は、雨水又は地下水の浸入を防止する措置を講ずる必要がある。

<対策の例>

- ・ 基準適合特定廃棄物の種類によって、崩落防止、火災防止等の観点から、適切な積上げ高さで保管を行う。
- ・ 基準適合特定廃棄物の種類や性状によって、容器への収納が必要な場合は、容器へ収納する。
- ・ 廃棄物収納後の容器については、収納した廃棄物の種類等を表示する。(例えば、容器に荷札を付ける、容器の側に立札を立てる等を行う)
- ・ 雨水等の浸入によって、基準適合特定廃棄物が飛散、流出するおそれがある場合は、防水性を備えた容器への収納や、防水シートで覆う等の措置を行う。

(フレキシブルコンテナへの収納)

- ・ 汚泥等の水分を多く含む基準適合特定廃棄物を収納する場合は、積上げによる自重によって汚水が浸み出すことのないように、積上げ保管はできるだけ避ける必要がある。ただし、コンテナに保管している場合など、汚水が流出しない保管場所においては、この限りではない。
- ・ フレキシブルコンテナの種類は、表 2-6 のとおりであり、収納する廃棄物の特性や、想定される保管期間等を考慮して選択する必要がある。比較的軽量の廃棄物の保管などの場合は、基本的に一般的なクロス形(図 2-18)で対応可能と考えられるが、保管が一定の期間(複数年)にわたる場合や、水分を多く含む廃棄物や比較的重量のある廃棄物を収納する場合については、ランニング形(図 2-19)等の耐久性の高いものを用いることが望ましい。
- ・ フレキシブルコンテナを積み上げ保管する場合は、崩落防止や、破損防止の観点から、原則として、積み上げ高さ 2～3メートル(2～3段積み)までとすることが望ましい。ただし、腐敗のおそれのある廃棄物の場合は、2メートル程度(フレキシブルコンテナ 2段積み程度)までとするなど留意が必要である。(後述「2.2.8 腐敗性の基準適合特定廃棄物の保管方法」参照)

表 2-6 フレキシブルコンテナの種類

フレキシブルコンテナの種類	特 徴 等
クロス形※	<ul style="list-style-type: none"> ワンウェイを想定して利用されているため、一定の期間屋外で保管する場合などフレキシブルコンテナの耐久性に懸念がある場合は、耐候性(例えば UV 加工)を有するフレキシブルコンテナを利用するか、耐候性シート(紫外線劣化防止)で覆うなどの配慮が必要である。 ランニング形と比較して防水性に劣る。水分を含む特定廃棄物の保管にあたっては、内袋付き、内側コーティング等のタイプとする必要がある。
ランニング形※	<ul style="list-style-type: none"> 充てん、排出を繰り返して使用することを想定。 耐候性、防水性にも優れるため、保管期間が一定の期間(複数年)にわたる場合でも対応可能。

※JIS Z 1651 による。

※上記の他、JIS 適合確認されていない土嚢に類するバッグも市販されている。使用にあたっては保管の条件に適していることを確認した上で選択する必要がある。



図 2-18 クロス形 (例)



図 2-19 ランニング形 (例)

(メーカーパンフレットより)

(ドラム缶への収納)

- 汚泥等の水分の多い基準適合特定廃棄物の保管によって、周辺への汚水の流出のおそれがある場合や発火のおそれがある場合には、ドラム缶を選択することが望ましい。
- 草木類、落葉落枝等の腐敗性の基準適合特定廃棄物について、特に腐敗のおそれが高い場合は、発酵に伴う蓄熱のおそれがあることから、フレキシブルコンテナによる収納を避け、ドラム缶(蓋付き)等の耐熱性の優れた容器に収納することが望ましい。
- ドラム缶は主として金属材料で作られているため、保管が一定の期間(複数年)にわたる場合には、腐食への配慮(ケミカルドラム缶の採用等)が必要である。

(プラスチック袋への収納)

- 少量の草木類や落葉落枝等の収納にあたっては、一定の強度を有するプラスチック袋(耐久性に配慮し家庭用ゴミ袋等は避けること。)の使用も考えられる。
- 収納にあたっては、二重にこん包するなどプラスチック袋が破れないように注意を払うとともに、保管が一定の期間にわたる場合には、より耐久性の高い容器(ドラム缶等)に収納する必要がある。

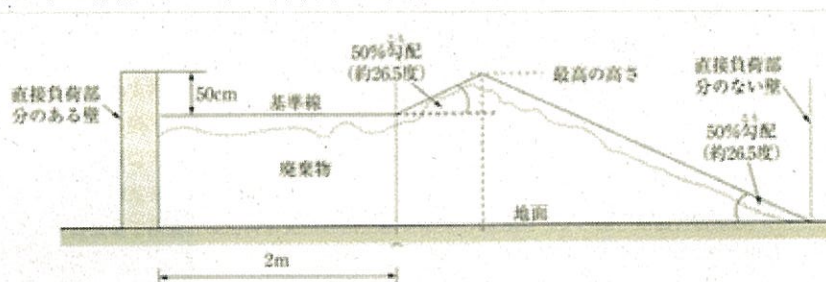
(着脱式コンテナへの収納)

後の可搬性を考慮し、フックロール車等への着脱が可能なコンテナへの収納する場合、天井部分の覆いがないため、飛散流出防止及び雨水浸入防止のための防水シートによる覆い等が必要である。

(屋外で容器を用いずに保管する場合)

- ・ 廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、防水シート等による屋根の設置、防水シート等で廃棄物を覆う、周辺よりも高い場所に保管する等の措置により飛散、流出の防止を図るとともに、省令で定める高さ^{注)}を超えて、積上げを行わないこと (図 2-20)。
- ・ シートで覆うにあたっては、風雨等によるまくれやズレ等を防ぐため、地面又は廃棄物にしっかりと固定して覆うこと (図 2-21)。

注) 屋外で容器を用いずに保管する場合の基準適合特定廃棄物の積み上げ高さ



- ・ 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下
 - ・ 廃棄物が囲いに接する場合 (直接、囲いに負荷がかかる場合) は、囲いの内側 2m は囲いの高さより 50cm の線以下とし、2m 以上の内側は勾配 50%以下とする。(勾配 50%とは、底辺：高さ = 2：1 の傾きで約 26.5 度)
- (財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページより

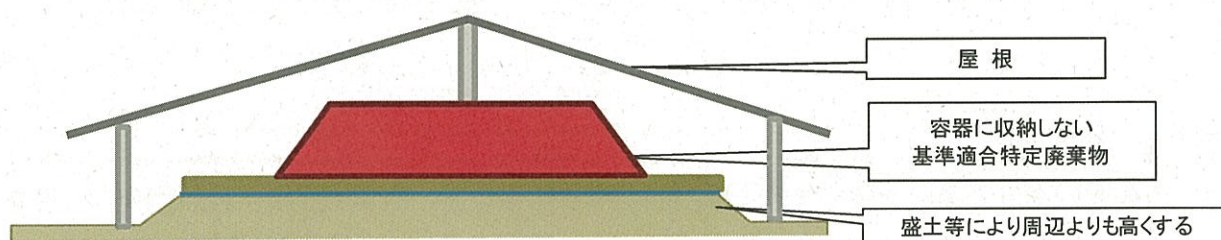


図 2-20 容器に収納しない基準適合特定廃棄物の飛散・流出防止 (例 1)

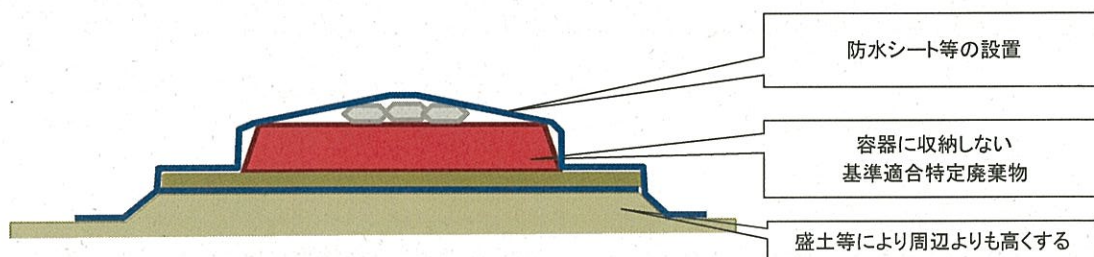


図 2-21 容器に収納しない基準適合特定廃棄物の飛散・流出防止 (例 2)

(建屋内で容器を用いずに保管する場合)

廃棄物を建屋内で容器を用いずに保管する場合は、除染廃棄物以外の廃棄物と混ざったり、建屋内に廃棄物が散在したり建屋外へ流出することのないよう留意する必要がある。

(石綿含有基準適合特定廃棄物等)

- ・ 廃石綿等を収納する容器は、石綿等の飛散防止の観点から、「十分な強度を有するプラスチック袋（厚さ 0.15 ミリメートル以上のものが望ましい）で二重こん包する」か又は「堅牢な容器（ドラム缶等の密閉容器）に収納する」こととする。
- ・ 石綿含有基準適合特定廃棄物についても、二重袋に入れる、又は、飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる。

（「石綿含有廃棄物等処理マニュアル第 2 版」（平成 23 年 3 月環境省）より）

(参考) 容器に収納した廃棄物を建屋内で保管する場合

- ・ フレキシブルコンテナやドラム缶に収納した廃棄物については、屋内保管を行うことにより飛散、流出等の防止を徹底することができる。
- ・ 腐敗性廃棄物の屋内保管を行うにあたっては、火災防止等の観点から、建屋内温度の上昇や有機物の腐敗によって発生するガスの充満等を避けるため、換気に配慮する必要がある。

2.2.3 公共の水域及び地下水の汚染の防止

規則第 24 条第 2 項第 1 号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第 15 条第 1 項第 3 号

基準適合特定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

【対策の趣旨】

保管場所周辺の公共の水域や、地下水の汚染を防止するため、基準適合特定廃棄物の保管場所の外への流出、地下への浸透を防ぐ必要がある。

<対策の例>

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の措置（2.1.3 公共の水域及び地下水の汚染の防止を参照。）の例による。

2.2.4 悪臭の発散防止

規則第 24 条第 2 項第 1 号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第 15 条第 1 項第 5 号

保管の場所から悪臭が発散しないように、必要な措置を講ずること。

【対策の趣旨】

保管場所周辺における生活環境の保全等の観点から、保管する廃棄物からの悪臭が周囲に発散しないようにする必要がある。

<対策の例>

特定廃棄物（基準適合廃棄物を除く。）の悪臭発散防止措置（2.1.5 悪臭の発散防止を参照。）の例による。

2.2.5 害虫発生防止

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第15条第1項第6号

保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

【対策の趣旨】

保管場所周辺における生活環境の保全等の観点から、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにする必要がある。

<対策の例>

特定廃棄物（基準適合廃棄物を除く。）の害虫発生防止措置（2.1.6 害虫発生防止を参照）の例による。

2.2.6 基準適合特定廃棄物とその他の物との混合防止

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第15条第1項第7号

保管の場所には、基準適合特定廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

【対策の趣旨】

基準適合特定廃棄物の保管においては、その他の物との混合することのないよう必要な措置を講ずること。

<対策の例>

特定廃棄物(基準適合特定廃棄物を除く。)の措置(2.1.7 特定廃棄物とその他の物との混合防止を参照。)の例による。

2.2.7 石綿を含有する基準適合特定廃棄物の混合防止

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第15条第1項第8号

第一号ロ(2)(イ)、(ロ)及び(ニ)に規定する基準適合特定廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、これらの基準適合特定廃棄物が当該特定廃棄物以外の特定廃棄物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

○環境大臣が定める石綿が含まれている特定廃棄物

環境省告示第10号(平成24年2月13日)

第4条(石綿含有特定廃棄物)

規則第二十三条第一項第五号イの環境大臣が定める特定廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの(特定廃棄物であるものに限り、特定廃石綿等を除く。)とする。

第5条(特定廃石綿等)

規則第二十三条第一項第五号ロの環境大臣が定める特定廃棄物は、廃棄物処理規則第一条の二第七項第一号から第七号までに掲げるものに該当する特定廃棄物とする。

【対策の趣旨】

- ・ 廃棄物処理法においては、石綿を含む廃棄物(石綿含有廃棄物、廃石綿等)及びダイオキシン類等有害物質を含むばいじんについては、人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれのある廃棄物として、それぞれ処理基準が設定されている。特に、廃石綿等及びばいじんは、特別管理廃棄物として指定されており、通常の廃棄物より強化された処理基準が設けられている。
- ・ このように、特別の処理基準に基づく処理が必要となる物に対しては、その後の中間処理へ容易に移行できるよう、それが基準適合特定廃棄物に該当する場合には、それ以外の特定廃棄物と分別し、保管することが必要となる。

<対策の例>

特定廃棄物(基準適合特定廃棄物を除く。)における措置(2.1.8 石綿を含有する特定廃棄物等の混合防止を参照。)の例による。

2.2.8 腐敗性の基準適合特定廃棄物の保管方法

規則第 24 条第 2 項第 1 号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第 15 条第 1 項第 9 号

腐敗性の基準適合特定廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

- イ 腐敗性の基準適合特定廃棄物から発生するガスを排除するため、ガス抜き口を設ける等必要な措置を講ずること。
- ロ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

【対策の趣旨】

腐敗性有機物を含む廃棄物の保管場所においては、積み上げられた廃棄物層内での生物学的及び化学的作用に基づく発熱やメタンガス等の発生などに由来する火災が発生していることから、火災による放射性物質の周辺環境への拡散等を防止するための適正管理が必要である。

<対策の例>

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の保管方法（2.1.9 腐敗性特定廃棄物の保管方法を参照。）の例による。

2.2.9 地下水中の事故由来放射性物質濃度の測定・記録

規則第 24 条第 2 項第 1 号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第 24 条第 1 項第 3 号

基準適合特定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。ただし、前号イただし書に規定する場合は、この限りでない。

- イ 保管開始前に事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。
- ロ 保管開始後、事故由来放射性物質についてイの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

【対策の趣旨】

保管場所からの浸出液による周縁の地下水の水質への影響の有無を判断するため、地下水中の事故由来放射性物質の濃度を 1 カ月に 1 回以上測定し、記録する必要がある。

ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた

対策地域内廃棄物を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、調査は必要としない。

<対策の例>

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の測定・記録方法（2.1.11 地下水中の事故由来放射性物質濃度の測定・記録）の例による。

2.2.10 放射線量の測定・記録

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第24条第1項第4号

保管場所等境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、基準適合特定廃棄物の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

【対策の趣旨】

関係者以外の者に係る放射線防護のための措置が適切に講じられているかを確認するため、特定廃棄物の保管場所等境界において、放射線量を定期的に測定し、その結果を記録管理することが必要である。

また大雨や台風があった際は、基準適合特定廃棄物や囲いの位置が移動している可能性があるため、適宜測定を実施する。

なお、保管終了後（廃棄物撤去後）にも保管場所跡地の放射線量を測定し、保管開始前の放射線量と有意な差のないことを確認する。

<対策の例>

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の測定・記録方法（2.1.12 放射線量の測定記録を参照。）の例による。

2.2.11 保管に関する記録の保存

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第24条第1項第5号

次に掲げる事項の記録を作成し、当該保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、前号ただし書の規定による測定の記録を作成し、基準適合特

定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

- イ 保管した基準適合特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に石綿含有特定廃棄物等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
- ロ 保管した基準適合特定廃棄物ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地
- ハ 引渡しを受けた基準適合特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号
- ニ 当該保管の場所の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第三号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

【対策の趣旨】

保管する基準適合特定廃棄物の所在を管理するため、基準適合特定廃棄物の保管及び引き渡しに関する情報の記録を作成し、当該保管場所の廃止まで保存する必要がある。

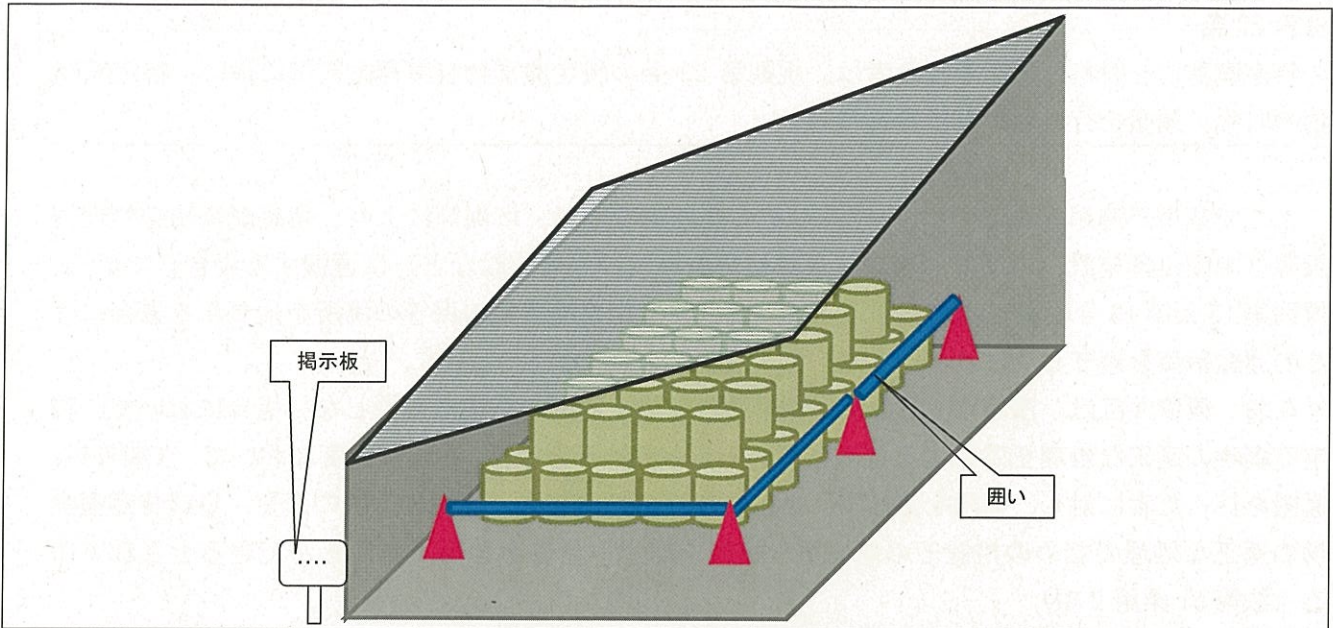
ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた対策地域内廃棄物を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、基準適合特定廃棄物の保管開始前後に測定した放射線の量の測定記録を、基準適合特定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存する。

<対策の例>

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の保管に関する記録の保存方法（2.1.13 保管に関する記録の保存を参照。）の例による。

<基準適合特定廃棄物の保管例>

中間処理施設建屋内において、8,000Bq/kg以下の処理前廃棄物（草木類等）を保管する場合



① 囲い及び掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・ カラーコーンにより周辺を囲い、保管場所を明確にする。 ・ 掲示板には「基準適合特定廃棄物」と明記する。
② 飛散、流出防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレキシブルコンテナに収納する。
③ 地下水等汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装を施したコンクリート床に設置する。
④ 雨水等浸入防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根のある建屋内に保管する。
⑤ 悪臭の発散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレキシブルコンテナに収納することで対応する。
⑥ 衛生害虫の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水との接触を避ける。
⑦ 混合防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管対象物以外を持ち込まない。
⑧ 石綿含有等特定廃棄物等の混合防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上
⑨ 火災発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2段積みまでとし、周囲四方も5m×20mまでとする。
⑩ 関係者以外の放射線防護	(基準適合のため不要)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に保管状況を確認し、異常等があった場合は速やかに対応する。

図 2-22 基準適合特定廃棄物の保管例

第3章 特定廃棄物の収集及び運搬の基準

法第20条

特定廃棄物を収集、運搬を行う者は、規則第23条の特定廃棄物収集運搬基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬を行わなければならない。

ここで基準が適用されるのは、「国及びその委託業者等が、車両等により、特定廃棄物を処理施設等（中間処理施設、中間貯蔵施設、最終処分施設及び保管施設など）に運搬する場合」である。規則第15条第13号の規定による届出を行ったうえで指定廃棄物の保管の場所を変更する場合には、この運搬基準を遵守しなければならないので留意されたい。

なお、環境大臣は、法第20条の特定廃棄物の収集・運搬の基準に適合しない場合において、特定廃棄物の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該収集、運搬を行った者に対し、期限を定めて、当該特定廃棄物の収集・運搬の方法の変更、当該特定廃棄物の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとされている（法第51条第2項）。

3.1 指定廃棄物に関する収集・運搬基準

指定廃棄物を収集・運搬する場合には、下記に示す基準を遵守しなければならない。

3.1.1 健康被害及び生活環境に係る被害の防止

規則第23条第1項第1号

イ 特定廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

具体的には、下記に示す対応等を行うことが望ましい。

- ・ 搬出に当たっては、自動車等のタイヤ・車体、作業員の長靴等に付着した特定廃棄物を保管施設外へ持ち出さないよう、搬出前に洗車等を行うこと。
- ・ 住宅街、商店街、通学路及び狭い道路を避ける等、地域住民に対する影響を低減するように努めること。
- ・ 混雑した時間帯や通学通園時間、深夜の運搬をできるだけ避けること。
- ・ 法定速度を遵守して運搬すること。
- ・ 過積載を行わないこと。
- ・ 指定廃棄物の運搬終了後に指定廃棄物以外の廃棄物を運搬する際に、汚染が確認された場合には、運搬車や運搬容器の洗浄等を行い、汚染の防止に努めること。
- ・ 洗浄等を行った際に発生する排水を適切に処理すること。

3.1.2 容器等に収納した運搬の必要な措置

規則第 23 条第 1 項第 1 号

- ロ 特定廃棄物（特定廃棄物から生ずる汚水を含む。）が運搬車から飛散し、流出し、及び漏れ出さないように、特定廃棄物を容器に収納する等必要な措置を講ずること。

これは、放射能濃度が高い特定廃棄物に対し、より厳重な飛散、流出及び漏出の措置を規定したものである。

具体的には、特定廃棄物の種類を考慮し、表 3-1 に示す措置が考えられる。

表 3-1 容器等に収納した運搬の必要な措置の例

対応方法	措置の例
運搬車の構造による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有蓋車 ・ 汚泥吸排車 ・ バン型車 ・ ウイング車 <p style="text-align: right;">など</p>
運搬容器での対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドラム缶 ・ フレキシブルコンテナ(ランニング形) ・ フレキシブルコンテナ(クロス形で内袋があるものや内側コーティング等がされているもの) ・ オーバーパック <p style="text-align: right;">など</p>

(1) 運搬車の構造による対応

運搬車の構造により特定廃棄物及び特定廃棄物から生ずる汚水の飛散、流出及び漏出を防止するものである。これらについては、特定廃棄物の性状に応じて適切に選択することが望ましい。

以下に、運搬車の例を示す。

(a) 有蓋車

有蓋車のうち、水密仕様ダンプ車の例を図 3-1 に示す。水密性を向上させ汚泥の運搬に適するようにした車両である。ボディ形状は船底型が多く、汚泥が漏れないようボディとテールゲートの間にはパッキンが取り付けられている。なお、単位体積重量の大きな特定廃棄物を運搬する際には過積載に注意する必要がある。

有蓋車を用いる場合にも、受入側の処理施設でのハンドリングなどを考慮した荷姿（例えば運搬容器を用いるなど）で積載することが望ましい。



図 3-1 水密仕様ダンプ車の一例

(b) 汚泥吸排車

汚泥吸排車の例を図 3-2 に示す。タンクの内圧を下げて廃液や汚泥の吸引を行う真空方式を採用しているが、粘性の高い廃液にも対応できるように、吸引ホースの径を大きくして吸引時の抵抗の軽減を図っており、吸引性能は、揚程 6~7m 程度である。排出は、積載物の性状に合わせて、後扉開閉によるダンプ排出とタンク加圧による排出のいずれかを選択できる。また、運搬効率を上げるため、タンク内で分離した水を排出し固形分の割合を高くして運搬することが可能であるが、固形分の割合が高いと、積載量を超えることも考えられるので留意する必要がある。



図 3-2 汚泥吸排車の一例

(c) バン型車

バン型車の例を図 3-3 に示す。密閉構造であるため臭気の漏れや第三者の荷物室への浸入、事故時の廃棄物の散乱等が防止できる。特に保冷車は腐敗の防止と臭気の発散防止対策上でも有効である。



図 3-3 バン型車の一例

(d) ウィング車

ウィング車の例を図 3-4 に示す。バン型車輛の荷物室の側面から天井部分までを一体的に跳ね上げて、側面から積み下ろしを容易にする方式のものである。雨天時でも積載がし易く、また荷台横部が開放する為、フォークリフトによるパレット荷役など容易に積み卸し作業等が行える。



図 3-4 ウィング車の一例

(2) 運搬容器での対応

運搬容器のみで特定廃棄物又は特定廃棄物から生ずる汚水の飛散、流出及び漏出を防止するものである。運搬に適した車両に、特定廃棄物の種類に応じた運搬容器を適切に選択し、運搬することが望ましい。以下に、運搬容器及び運搬車の例を示す。

(a) 運搬容器

1) ドラム缶

ドラム缶の例を図 3-5 に示す。液状廃棄物や粉粒状廃棄物等の保管・運搬容器として広く使用されている。ドラム缶は金属製のほか、プラスチック製のものや両者の複合した複合缶などがある。一般に使用されているドラム缶の 80% は化学分野で用いられており、その大半を 200L 缶が占めている。なお、含水率の高い特定廃棄物の場合、内面に特定廃棄物が付着するおそれがあることに留意が必要である。

なお、オープン型の場合には、特定廃棄物の外部への飛散防止、異物の混入防止のため、口金のあるものを用いることが望ましい。



図 3-5 ドラム缶の一例（オープン型）

2) フレキシブルコンテナ

フレキシブルコンテナの種類は前述エラー！参照元が見つかりません。を、フレキシブルコンテナの例については前述エラー！参照元が見つかりません。及びエラー！参照元が見つかりません。を参照されたい。布や樹脂製フィルム等でできている袋状の容器で、主に粉粒状廃棄物の運搬に使用されている。空体は折りたたみができるので、返送時に容積が小さくなり回送が容易である。また、布等でできているため軽量、安価である。ただし、鋭利な特定廃棄物がある場合、突き刺し、カギ裂き等を生ずるおそれがあることから、大きめの石や尖ったものな

どが含まれる場合は、フレキシブルコンテナを二重にするなどで対応することが望ましい。

フレキシブルコンテナの種類は、収納する特定廃棄物の種類や性状に応じて選択する必要がある。焼却灰やばいじんなどの水分の少ない廃棄物や、比較的軽量の廃棄物の保管などの場合は、より安価で一般的なクロス形で対応可能と考えられるが、フレキシブルコンテナ単体で飛散、流出、漏れ出しに対応する必要があるため、ポリエチレン製などの内袋のあるものや内側コーティング等が施されているもので対応しなければならない。

なお、比重の大きな廃棄物を入れる場合には許容重量を超えるおそれもあるので注意が必要である。

3) オーバーパック

オーバーパックの例を図 3-6 に示す。落下等の衝撃に対しての相当程度の強度があり、放射能濃度が相当程度高い特定廃棄物の場合などにおいて、事故等の衝撃による飛散のリスクを低減させ、より安全に輸送できるような構造のものである。



図 3-6 オーバーパックの例

(b) 運搬車

指定廃棄物の運搬では、運搬容器に収納した特定廃棄物を運搬車に積載することになることから、運搬容器が転倒・落下しないように措置を講ずる必要がある。

1) 土砂ダンプ

土砂ダンプは直積みの固形廃棄物の収集・運搬に多く使用されている。上述したように、指定廃棄物の運搬では、運搬容器に収納した上で使用することになる。土砂ダンプの例を図 3-7 に示す。



図 3-7 土砂ダンプの例

2) 脱着装置付コンテナ専用車

脱着装置付コンテナ専用車は自動車又はコンテナに装備した機械により脱着装置用コンテナを自動車に積卸しできる構造のものであり、かつ、自動車に積載された脱着装置用コンテナを確実に固縛する緊締装置を有する専用自動車である。この車両は、コンテナが着脱できるため、通常 1 台のキャリアと複数のコンテナの組み合わせにより、廃棄物の貯留、収集・運搬、排出までをシステム化して運用できる特徴がある。脱着装置付コンテナ専用車の例を図 3-8 に示す。



図 3-8 脱着装置付コンテナ専用車の例

3) 平ボディ車

平ボディ車は、物流車両として最も多く使用されている。特に各種の容器に入った廃棄物の収集・運搬等に広く用いられている。また、廃棄物の積卸しにリフタやトラック・クレーンを装備した車両も使用されている。平ボディ車の例を図 3-9 に示す。



図 3-9 平ボディ車（リフタ付）の例

3.1.3 雨水浸入の防止

規則第 23 条第 1 項第 1 号

ハ 特定廃棄物に雨水が浸入しないように、特定廃棄物の表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

フレキシブルコンテナ（内袋がないもの）や土のうを運搬容器として利用する場合、上面に覆い等が無い場合は、雨天時に雨水の浸入が想定されるため、このような運搬容器を利用する場合には、その表面を遮水シート等で覆うなどの措置を講じ雨水が浸入しないようにする必要がある。

使用できる遮水シートとしては相当の雨水に対しても雨水が運搬容器に接触しないもので、ポリエステル製やポリプロピレン製のトラックシートなどが考えられる。

フレキシブルコンテナと遮水シートを組み合わせた運搬の例を図 3-10 に示す。

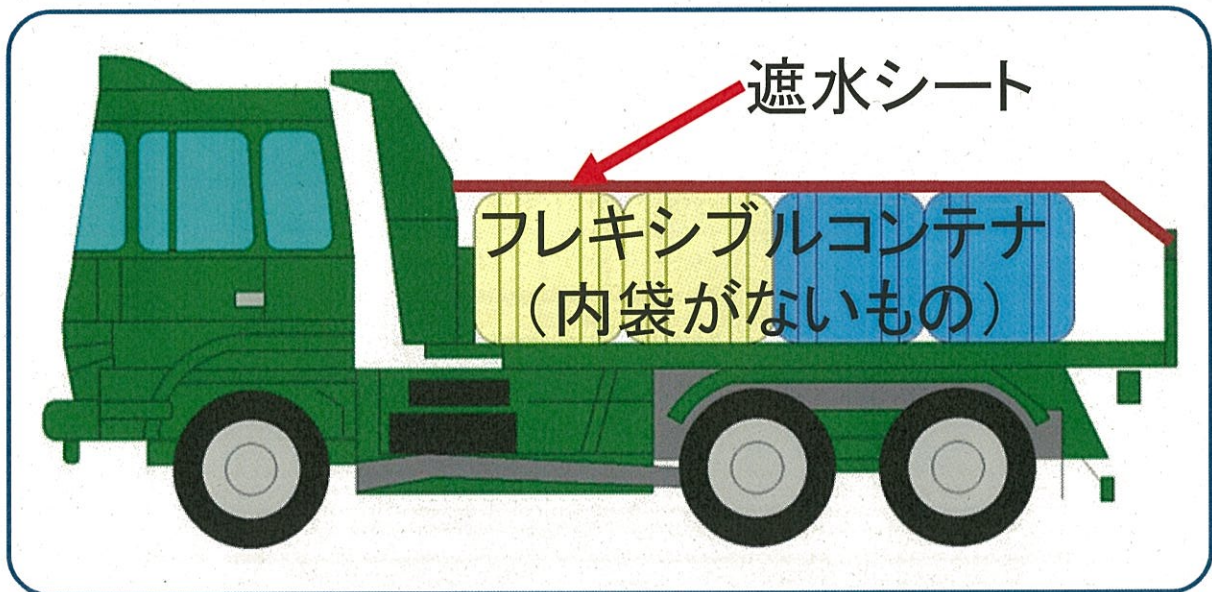


図 3-10 フレキシブルコンテナと遮水シートを組み合わせた運搬の例

3.1.4 悪臭・騒音又は振動による生活環境保全上の支障の防止

規則第 23 条第 1 項第 1 号

ニ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

具体的には、下記に示す対応をとることが望ましい。

- ・ 特定廃棄物を積卸しする際には、低騒音・低振動の機械を用いること。
- ・ 悪臭を発生する特定廃棄物を運搬車及び運搬容器に積卸しを行う際は、建屋等により外部と遮断できる構造の施設内で行うこと。
- ・ 運搬時は、アイドリングストップの励行、急な加速・減速、空ぶかしを行わないこと。